

政令第 号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第二項、第二十四条第一項、第二十八条第二項及び第五十二条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三十五号ハ中「であつて、」を「であつて」に、「化学物質」を「もの」に、「定めるもの」を「定める化学物質」に改め、同項第三十七号中「であつて、」を「であつて」に改め、同項に次の四号を加える。

四十一 ペルフルオロアルカン酸（炭素数が九から二十一までのものに限る。）（別名 LC—PFC A。
以下「長鎖ペルフルオロアルカン酸」という。）又はその塩

四十二 長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質（フッ素原子、塩素原子及び臭素原子以外の原子と直接に

結合するペルフルオロアルキル基（炭素数が八から二十までのものに限る。）を有する化合物であつて自然的作用による化学的变化により長鎖ペルフルオロアルカン酸を生成するものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める化学物質（ペルフルオロオクタン酸関連物質を除く。）をいう。以下同じ。）

四十三 チオりん酸 $\text{O} \cdot \text{O} - \text{ジエチル} - \text{O} -$ （三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル）（別名クロルピリホス。第七条の表二十六の項において「クロルピリホス」という。）

四十四 ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が十四から十七までのものであつて、塩素の含有量が分子量の四十五パーセント以上のものに限る。）（別名MCCP。第七条の表二十七の項において「MCCP」という。）

第一条第二項中「又は第三十七号」を「第三十七号又は第四十二号」に改める。

第七条の表に次のように加える。

二十四	長鎖ペルフルオ	一	潤滑油
ロアルカン酸又はその		二	はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地

塩	二十五 長鎖ペルフルオ ロアルカン酸関連物質
三 塗料 四 はつ水剤及びはつ油剤 五 接着剤及びシーリング用の充填料 六 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 七 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 八 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 九 ワックス 十 業務用写真フィルム	一 潤滑油 二 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 三 塗料 四 はつ水剤及びはつ油剤 五 接着剤及びシーリング用の充填料

二十六 クロルピリホス	六 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 七 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 八 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 九 ワックス 十 業務用写真フィルム
二十七 M C C P	木材用の防虫剤 一 潤滑油、切削油及び作動油 二 生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調製添加剤 三 樹脂用の可塑剤 四 塗料 五 はつ水剤及び繊維保護剤 六 接着剤及びシーリング用の充填料

附則第四項の表に次のように加える。

長鎖ペルフルオロアルカ ン酸又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
長鎖ペルフルオロアルカ ン酸関連物質	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この政令の施行の日前においても、この政令による改正後の第一条第一項第四十二号の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定又は改正の立案のために、同条第二項に規定する審議会等の意見を聴くことができる。

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質として長鎖ペルフルオロアルカン酸又はその塩等を追加する等の必要があるからである。